

迷惑駐車をなくそう

モデル路線に市道9号線

「迷惑駐車をなくそう」府民運動が、六月一日から七日まで、京都府下一斉に実施されました。この運動は、迷惑駐車をなくそう府民運動が、六月一日から七日まで、京都府下一斉に実施されました。この運動は、迷惑駐車をなくそう府民運動が、六月一日から七日まで、京都府下一斉に実施されました。



立看板を設置して迷惑駐車を追放する(市道9号線)

市では、この運動の一環として、向日町と協力し、今年度の迷惑駐車を追放モデル路線に、寺町二丁目から、国鉄深田川踏切までの約五百メートルの区間です。

このモデル路線は、商店住宅地域や学校周辺などで迷惑駐車の多い路線・地域を対象に、集中的な広報活動や関係機関との合同パトロールなどを通じて、迷惑駐車の一掃をはかっていくものです。

昭和四十二年十二月二十三日に「交通安全都市」を宣言し、また四十四年六月二十一日には「路上駐車禁止運動の推進に関する決議」がなされ、市では一貫して人間優先の風土を育てることを基本姿勢として、市行政を推進しています。

向陽プール 七月十日から一般に開放

向陽プールは、七月十日から一般に開放されますが、その要領は次のとおりです。

七月十日・九月十日
平日・土曜日：午後三時～六時
日曜日：午前九時～午後六時

対象：向日市民に限ります

入場料：平日・土曜日：大人(中学生以上)百円、子供(小学生)五十円、日曜日：大人二百円、子供百円

幼児は無料ですが、必ず親同伴(付添料)でご利用下さい。

禁止事項：(1)他人に迷惑または危険を感じさせる行為。(2)危険な遊戯。(3)立入り禁止の場所に入ること。



人権擁護委員に濱田加奈子さん

濱田さん

市の新しい人権擁護委員に、濱田加奈子さん(四十三歳)が、六月一日付で法務大臣から委嘱されました。委員の任期は三年で、市

民の基本的な権利が侵害されることのないように監視し、もし、これが犯された場合には、すみやかに適切な救済措置をとり、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその任務です。

市には、現在、四名の人権擁護委員がおられます。お困りの問題がありましたら、お気軽にご相談下さい。

わすか一台の駐車が交通マヒ、ドロボーの足場や車のかげからの飛び出し事故などの原因になります。安全快適な交通環境づくりに、市民のみならずのご協力をお願いします。

所得限度額が改正

福祉手当の支給制限が、五月一日に改正されました。この改正により、受給者が

所得限度額	所得限度額	
	本人所得	扶養義務者等所得
0人	800,000円	5,733,000円
1人	1,000,000円	5,982,000円
2人	1,260,000円	6,195,000円
3人	1,520,000円	6,408,000円
4人	1,780,000円	6,621,000円
5人	2,040,000円	6,834,000円

印紙税法が改正

最低税額50円から100円に

今回、印紙税法が改正され、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書から適用されています。おもな改正点は、次のとおりです。

マ印紙税額：これまで五十円の印紙税が課されていた文書は、すべて百円に引き上げ、一律の税率により課税される。

今同、印紙税法が改正され、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書から適用されています。おもな改正点は、次のとおりです。

資格本人の所得制限額が、昭和五十二年五月以降分のかげからの飛び出し事故などの原因になります。

親子水泳教室開催

市体育指導委員会では、市民の健康増進と体力向上を目的として、親子水泳教室を開催します。

【日時】七月三十日(土)午後六時三十分～九時

【場所】市民会館第二会館

【対象】向日市の親子30組(子どもは五歳以上)

ボニーの学校

入校申込み受付

乙訓ボニーの学校では、十月からの通園児を募集します。

ボニーの学校は、知恵つきの遅れや言葉の遅れ、あるいは大人や友達とうまく関係がもてない、遊べないなどの、発達にまつまづきを持つ就学前の幼児と保護者のための通園教育施設です。

ガス器具を調査

大阪ガスからお願い

大阪ガスでは、現在、従来の都市ガスを天然ガスに転換する作業を進めており、当市では、これが昭和五十

【日時】七月十四日(木)午後一時三十分～三時三十分

健康教室を開催

市婦人会主催で、健康教室を次のとおり開催します。

【日時】七月十四日(木)午後一時三十分～三時三十分

【場所】市民会館第一会議室

【内容】家庭における救急処置について

利用下さい

警報機整備補助

市では、地域の防犯、防災のため、警報機整備事業の補助制度を設けています。

現在、約六十名の子どもたちが週一～二回通園しています。

入校申込みは、つぎのとおりです。

【対象】市内在住の方

【申込み期間】七月二十日～八月十日

【申込み先】保健予防課

子どもを水の事故と交通事故から守りましょう

子どもを事故から守りましょう

子どもを事故から守りましょう



子どものいのちを守る運動

7月1日～8月31日

夏がきました。子ども達にとって楽しい夏休みも間近。でも、そのカゲには、こわい水の事故や交通事故がひそんでいます。

楽しい毎日を、子ども達が過ごせるよう、悲惨な事故が起らないよう、お母さんやお父さんは、十分に注意しましょう。

